

衆議院国土交通委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 4 月 22 日（金）、第 11 回の委員会が開かれました。

1 航空法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 44 号）

- ・ 齊藤国土交通大臣、古賀厚生労働副大臣、武部農林水産副大臣、細田経済産業副大臣、穂坂環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立民、維新、公明、国民、共産、有志、れ新）
（質疑者）谷川とむ君（自民）、河西宏一君（公明）、古川元久君（国民）、稲富修二君（立民）、谷田川元君（立民）、神津たけし君（立民）、山本剛正君（維新）、高橋千鶴子君（共産）、たがや亮君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

谷川とむ君（自民）

（1） 航空業界への支援

- ア 航空ネットワークが社会経済活動を支える公共交通機関であること等を踏まえ、国が新型コロナウイルスの影響により厳しい経営状況の航空業界を最大限支援する必要性
- イ 令和 4 年度においては 700 億円規模の空港使用料及び航空機燃料税の減免を行っているが、ウクライナ情勢及び原油価格高騰の長期化を踏まえ、更に踏み込んだ支援策を講じる必要性
- ウ 雇用調整助成金の特例措置を 7 月以降も延長し、人員計画を立てることが困難な航空業界においては半年以上の長い期間の延長をする必要性

（2） 持続可能な航空燃料（S A F）の導入促進

- ア 国産 S A F の導入促進のため、研究開発への大胆な初期投資を行うとともに、強力かつ継続的な支援の仕組みを構築する必要性
- イ S A F 原料の安定的な確保及び収集コストの削減に向け、省庁横断的な仕組みを構築する必要性

河西宏一君（公明）

- （1） 雇用調整助成金の特例措置を延長すること及び燃料油価格激変緩和対策事業の対象に航空機燃料を追加することに向けた大臣の決意
- （2） 国内空港における地球温暖化対策計画の C O₂ 削減目標の実現に向け、年間の削減量及び削減に向けた具体策並びに削減目標の実現可能性についての見解
- （3） S A F の導入促進
 - ア 「持続可能な航空燃料（S A F）の導入促進に向けた官民協議会」において、S A F の生産者及び S A F 使用者の両者が、生産及び使用の目標をコミットする重要性
 - イ 脱炭素化の加速化のために、税制上の軽減措置等の S A F を利用するインセンティブを設ける必要性

古川元久君（国民）

（1） S A F の導入促進

- ア 既に S A F を商用化している諸外国において、S A F 生産が進んだ要因及び S A F の商用化に向け採用された政策についての認識
- イ 海外における S A F のサプライチェーンが政策的対応により構築できたものであることの確認
- ウ 我が国で S A F の生産が進んでこなかった理由

- エ SAFの価格を従来のジェット燃料と同水準まで引き下げてその生産と利用を拡大するため、補助金や減税措置を講じ支援することについての見解
 - オ 価格競争でSAFに係るベンチャー企業が淘汰されてしまわないように、大手企業とベンチャー企業の公平性を確保して支援することに対する大臣の所見
- (2) 航空業界に対する支援を抜本的に強化し、長期的、持続的に行っていく体制を構築する必要性

稲富修二君（立民）

- (1) 航空運送事業脱炭素化推進計画（以下「航空推進計画」という。）の実効性を担保するために国が主導する必要性
- (2) 航空推進計画の作成が義務とされていない理由
- (3) 航空脱炭素化推進基本方針（以下「基本方針」という。）に定める国の役割や責任の具体的内容
- (4) SAFの導入促進
- ア SAFの導入促進に向けた国が負う責任の在り方
 - イ 国産SAFの将来的なビジョンについての大臣の見解
 - ウ SAFが通常の航空機燃料と同様に航空機燃料税の課税対象となることについての見解
 - エ 原料や製造工程の違いを理由とするSAFに対する課税の差の有無
 - オ 国産SAFを産業として育てるために当面SAFに対し航空機燃料税を非課税とする必要性
- (5) 航空会社への支援
- ア 航空機燃料を燃料油価格激変緩和対策の対象に含めるか否かの検討状況
 - イ 燃料価格高騰による本邦航空会社における燃料費増額の規模
 - ウ ウクライナ情勢によりコスト増となっている公益性の高いワクチン輸送等の欧州便を運航する航空会社に対する支援の必要性

谷田川元君（立民）

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策
- ア 国際線を増便するために入国者数制限の撤廃及び段階的な検査の廃止をする必要性
 - イ 入国者総数制限等の緩和の具体的な基準
- (2) SAFの導入促進
- ア 2030年に本邦航空会社による燃料使用量の10%をSAFに置き換えることにより地球温暖化対策計画で示された航空分野の脱炭素化の目標を達成する可能性
 - イ 国産SAFの技術開発に対する支援の必要性
 - ウ SAFの輸入に必要となる貯蔵施設の整備に向けた取組及び整備状況
 - エ SAF導入促進のインセンティブとしてSAFの生産企業に対する税額控除等を国土交通省主導で実現していくことに対する大臣の決意
- (3) 横田空域の返還
- ア 横田空域の全面返還に対する大臣の決意
 - イ 横田空域を日本の空域として全面的に使わせてもらいたいと受け取れる安倍内閣総理大臣（当時）の返還に前向きな答弁と一元的管理を目指すとする大臣の考えが同じであるとしていることに対する見解
 - ウ 駐留軍の受入れ国における航空管制の事例を全て調査する必要性

神津たけし君（立民）

- (1) 航空法と国際民間航空条約の関係性

- ア 航空法において準拠することとされている国際民間航空条約の附属書の内容
- イ 同条約における脱炭素及び地球温暖化対策についての附属書の有無
- ウ 同条約第 16 附属書第 3 巻及び第 4 巻と航空法等改正案との関係並びに同附属書第 3 巻及び第 4 巻が翻訳されていない理由
- エ 航空法等改正案の審査のため同附属書第 3 巻及び第 4 巻の翻訳の必要性
- オ 条約の国会承認の基準並びに立法に関わる附属書の翻訳及び国会承認の必要性
- (2) 国際民間航空分野における市場メカニズムを活用した温室効果ガス排出削減制度（CORSIA）により達成すべき目標が示されている中、脱炭素化に向けた取組を航空会社の任意とする妥当性
- (3) 脱炭素化の取組について、航空運送事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（地球温暖化対策関係）に盛り込まれるとともに、CORSIAにおいて義務化されることは、全航空会社に取組が要求されることになるとの認識に対する見解
- (4) 航空推進計画の認定
 - ア 航空推進計画と脱炭素に関して変更認可を受ける事業計画との関係性
 - イ 航空推進計画の認定が取り消された場合における事業計画変更の認可等の取扱い
 - ウ 航空推進計画の認定が取り消された場合、同時に型式変更の認可及び届出が取り消されることの有無

山本剛正君（維新）

- (1) 令和 4 年度において航空会社に対し空港使用料及び航空機燃料税の軽減措置を行った理由
- (2) 過去に例を見ない航空機燃料の高騰を踏まえて補正予算等で対策を行う必要性
- (3) G o T o トラベル事業の再開
 - ア 県民割引事業は実施している一方で、全国規模での G o T o トラベル事業を再開しない科学的根拠
 - イ 航空等長距離交通機関が疲弊している現状を踏まえた長距離の移動を促進する対策の在り方
- (4) 航空法等改正案
 - ア 基本方針において定める目標及び実施すべき施策の具体的な内容
 - イ 本年 6 月に策定されるクリーンエネルギー戦略に S A F について記載する必要性
 - ウ S A F の開発及び製造についてのロードマップの概要
 - エ 基本方針の記載事項に S A F の開発及び製造促進等について規定しなかった理由
 - オ 航空分野におけるカーボンニュートラル達成に向けたビジョンについて大臣の見解
 - カ 製造過程でガソリン等の代替品が製造できることによって他産業の脱炭素にも貢献する S A F の開発及び製造に対して支援を行う必要性
 - キ 我が国の悲願である自国生産燃料となる S A F の開発の加速化及び官民連携の強化に向けた大臣の決意

高橋千鶴子君（共産）

- (1) 基本方針の策定に当たり S A F 及び他の脱炭素化に向けた施策の位置付け
- (2) 国の認定を受けた空港脱炭素化推進計画（以下「空港推進計画」という。）における再生可能エネルギー事業等の実施主体に国有財産を貸し付けることができる特例措置による空港の脱炭素化への効果
- (3) 航空分野における脱炭素化のため、相反すると思われる訪日外国人旅行者 2030 年 6,000 万人を目標とするインバウンド政策を見直す必要性
- (4) 昨年策定した航空運送事業基盤強化方針に定めた雇用維持のための取組状況

たがや亮君（れ新）

- (1) 基本方針の策定及び脱炭素化推進計画の作成等の今後のスケジュール及びスピード感を持って取り組む必要性
- (2) 空港推進計画の作成を義務化しなかった理由及び空港における脱炭素化の目標達成に向けた手段及び進捗状況の検証方法
- (3) 空港関係者が空港脱炭素化推進協議会に参加するメリット及び財政的支援の有無
- (4) 飲食店等で使用済みの食用油等からS A Fを製造し流通させるといったS A Fのサプライチェーン構築に向けた今後の関係省庁の連携による取組内容